

○下関市立図書館における国立国会図書館図書館向けデジタル化資料送信サービス利用規程

(目的)

第1条 この規程は、国立国会図書館がオンラインで提供する図書館向けデジタル化資料送信サービス（以下「サービス」という。）の下関市立図書館（以下「図書館」という。）での利用について必要な事項を定めるものとする。

(サービスを利用できる者)

第2条 サービスを利用できる者は、下関市立図書館の設置等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第25号）第8条第1項の規定により登録証の交付を受けた個人とする。

(利用方法)

第3条 サービスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、図書館職員に申出るものとする。

2 図書館職員は、利用者からサービス利用の申出があったときは、登録証を確認した上で、図書館内に設置した専用の閲覧端末に国立国会図書館から付与されたID及びパスワードを入力して認証を受け、閲覧可能な状態にして利用者に利用させるものとする。

3 利用者がサービスの利用を終了したときは、図書館職員はその利用状況を確認し、サービスにより提供を受けた資料のデータを閲覧端末から削除するものとする。

(複写)

第4条 サービスにより提供を受けた資料のデータの複写に関しては、下関市立図書館複写取扱要綱の定めるところによる。

2 複写は、図書館職員の管理用端末で行うものとする。

(利用規約等の遵守)

第5条 利用者及び図書館職員は、サービスの利用に関して国立国会図書館が定める利用条件等に従うものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。